

告 示

埼玉県告示第四十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―一〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字西千二番一外七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七百九十四・七四五立方メートル

浸透効果量 〇・〇七七二立法メートル毎秒